

愛知県公報

発行 / 愛知県 編集 / 総務部総務課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

○ 町の廃置分合及び町を市とする処分に伴う田原市及び渥美郡の人口	第607号	(市町村課)	8 8 3
○ 青少年の健全な育成を阻害する有害図書類の指定	第608号	(社会活動推進課)	8 8 4
○ 生活保護法による指定医療機関等の廃止	第609号	(医療福祉計画課)	8 8 4
○ 生活保護法による医療機関の指定	第610号	(同)	8 8 4
○ 生活保護法による施術者の指定	第611号	(同)	8 8 5
○ 結核予防法による指定医療機関の廃止	第612号	(健康対策課)	8 8 5
○ 結核予防法による医療機関の指定	第613号	(同)	8 8 5
○ 結核予防法による指定医療機関の名称変更等	第614号	(同)	8 8 5
○ 土地収用法による事業認定 (豊橋市石巻高井地区農業集落排水事業 石巻高井浄化センター(仮称)新設事業)	第615号	(用地課)	8 8 6
○ 都市計画公園事業の認可 (尾張西部都市計画公園事業 2・2・67号大塚史跡公園)	第616号	(公園緑地課)	8 8 6
○ 都市計画公園事業の認可 (春日井都市計画公園事業 2・2・166号樋田公園)	第617号	(同)	8 8 7
○ 都市計画公園事業の認可 (春日井都市計画公園事業 2・2・179号安賀公園)	第618号	(同)	8 8 7
○ 道路の区域の変更	第619号	(道路維持課)	8 8 7

公 告

○ 特定非営利活動法人の設立の認証に関する関係書類の縦覧	(社会活動推進課)	8 8 7
○ 大規模小売店舗の変更の届出	(商業流通課)	8 8 9
○ 家畜商講習会の開催	(畜産課)	8 9 2
○ 土地改良事業計画書の縦覧	(農地計画課)	8 9 2
○ 公共測量の実施	(用地課)	8 9 2
○ 開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	8 9 3
○ 液体硫酸アルミニウム等に関する一般競争入札の実施	(企業庁総務課)	8 9 3
○ 落札者等の公示		8 9 5

告 示

愛知県告示第607号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定に基づき渥美郡赤羽根町を廃しその区域を同郡田原町に編入する処分及び同法第8条第3項の規定に基づき同町を田原市とする処分に伴い、関係の市及び郡の同法第254条の規定による人口は、平成15年8月20日から次のとおりとなる。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

市 郡 名	人 口
田 原 市	43,132
渥 美 郡	22,402

愛知県告示第608号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第6条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害図書類として指定する。

平成15年 8 月 5 日

区分	図 書 名	号 別	愛知県知事 神 田 真 秋 発 行 所 等
雑誌	B e j e a n	8月号	英知出版株式会社
同	パステルティーン	同	株式会社笠倉出版社
同	G O K U H	同	バ ウ ハ ウ ス
同	P E N T H O U S E J A P A N	同	株式会社ぶんか社
同	U R E C C O	同	ミリオン出版株式会社

愛知県告示第609号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、次の医療機関等から廃止した旨の届出があった。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1 医療機関

病院等

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人佐野産婦人科	安城市日の出町180	平成 15. 3 31
東 海 中 央 診 療 所	東海市大田町下浜田108	同 5 31
服部整形外科皮膚科	海部郡弥富町大字佐古木新田字龍頭265 - 1	同 4 30
幸 生 堂 薬 局	刈谷市御幸町 1 - 66	11. 12 20
わ か ば 調 剤 薬 局	丹羽郡大口町余野 5 - 290	15. 5 31

2 施術者

氏 名	住 所	施 術 所	廃 止 年 月 日
		名 称 所 在 地	
安藤 拓司	尾西市開明字樋西69 - 3	かいめい接骨院 住所と同じ	平成 15. 5 31

愛知県告示第610号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関として次のように指定した。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

病院等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人佐野レディースクリニック	安城市安城町西広畔114 - 2	平成 15. 7 25
ホワイト中央内科クリニック	東海市加木屋町真崎79 - 1	同
東海知多クリニック	知多市日長字城見坂 8 - 1	同
服部整形外科皮フ科	海部郡弥富町大字佐古木新田字免田292 - 1	同
も り 耳 鼻 咽 喉 科	同 佐屋町須依大正33 - 1	同
あ い 歯 科	東海市高横須賀町 6 - 107	同
田 村 歯 科 医 院	愛知郡長久手町城屋敷121	同
長 坂 歯 科 医 院	知多郡東浦町大字藤江字上廻間118 - 1	同
ときしグリーン歯科	同 美浜町大字時志字南平井88	同
よつば歯科クリニック	北設楽郡東栄町大字本郷字久保田80 - 1	同
幸 生 堂 薬 局	刈谷市御幸町 1 - 66	同
博 栄 堂 薬 局	安城市東栄町 2 - 11 - 16	同

株式会社スギ薬局花ノ木店	西尾市花ノ木町 3 - 17	同
エルバセオ調剤薬局東海店	東海市荒尾町明倫19 - 2	同
高浜中央調剤薬局	高浜市神明町 8 - 14 - 3	同
わかば調剤薬局	丹羽郡大口町余野 5 - 290	同

愛知県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者として次のように指定した。

平成15年 8 月 5 日

氏 名		住 所	愛知県知事 神 田 真 秋		指 定 日
			施 術 所	所 在 地	
名 称			名 称	所 在 地	指 年 月 日
中野	一弥	一宮市萩原町東宮重300	なかの接骨院	一宮市萩原町西宮重南屋敷43 - 1	平成 15 . 7 25
町田	大輔	日進市蟹甲町池下240 - 1	まちだ接骨院	日進市蟹甲町池下240	同
近藤	政治	中島郡祖父江町大字祖父江字高熊134 - 2	わかば接骨院	名古屋市南区桜本町 2 - 22	同

愛知県告示第612号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定に基づき指定した次の医療機関は、廃止した旨の届出があった。

平成15年 8 月 5 日

名 称		所 在 地	愛知県知事 神 田 真 秋 止
			年 月 日
杉 本 ク リ ニ ッ ク	日進市赤池 1 - 3001		平成 15 . 6 30
梅 森 ク リ ニ ッ ク	同 梅森台 5 - 75		同
スギヤマ調剤薬局渥美店	渥美郡田原町大字田原字清谷44 - 1		同

愛知県告示第613号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定に基づき、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当させる機関として次のように指定した。

平成15年 8 月 5 日

			愛知県知事 神 田 真 秋	
名	称	所	在 地	指 定 年 月 日
				平成 15 . 7 . 1
有限会社みずの薬局だいし調剤薬局		一宮市大志一丁目 8 - 19		
立 松 ク リ ニ ッ ク		日進市梅森町西田面17 - 1		同
医療法人杉本クリニック		同 赤池 1 - 3001		同
梅 森 ク リ ニ ッ ク		同 梅森台 5 - 75		同
中日調剤薬局梅森店		同 梅森町西田面17		同 7
中日調剤薬局古雅医者村店		小牧市古雅 3 - 52 - 1		同 1
かすがい皮フ科		春日井市南下原町東光坊1426		同 8 . 1
ス タ ー 薬 局		大府市長草町法林坊116 - 1		同 6 26
ワタキュー薬局知多店		知多市新知字大橋10 - 1		同 8 . 1
ふれあい調剤薬局		碧南市志貴町 2 - 83		同 7 . 1
蒲 郡 調 剤 薬 局		蒲郡市本町12 - 2		同 6 . 1
アーパス調剤薬局諏訪店		豊川市中部町 2 - 32 - 4		同 8 . 1

愛知県告示第614号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定に基づき指定した次の医療機関が名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

名	称	所	在	地	変	更
変	更	前	変	更	後	後
医療法人大野泌尿器科 クリニック	医療法人大野泌尿器科	豊川市馬場町薬師 7 - 1	豊川市馬場町薬師 86		平成 15 . 6	更 日 25

愛知県告示第615号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のように事業の認定をした。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1 起業者の名称

豊橋市

2 事業の種類

豊橋市石巻高井地区農業集落排水事業 石巻高井浄化センター（仮称）新設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

豊橋市石巻本町鷺巣地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、法第 3 条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する」「その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第20条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である豊橋市は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第34条第 1 項及びこれに基づく農業集落排水事業実施要綱（昭和58年 4 月 4 日付58構改D第271号）に基づき、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

また、本件事業に係る施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、平成15年 2 月21日豊橋市指令建指第21 - 33号で許可を受けていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

ア 現在、石巻高井地区においては生活様式の高度化に伴い、各家庭からの生活雑排水が増大し、排水成分が悪化している。これにより生活環境上深刻な汚染が進行している。また、これら生活雑排水流入による農業用水の水質悪化が進んでおり、農作物に対する生育障害等農業生産上支障をきたしている。本件事業を行うことによってし尿・生活雑排水の浄化処理を行う施設が新設され、地域住民の生活環境の向上と農業用水の水質保全を図ることができることから、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、工事期間中及び供用開始後の周辺環境への影響が考えられるが、起業地の周辺は農地であり民家がほとんどなく、周辺地域の住環境に与える影響は小さいと考えられることから、本件事業を行うことにより失われる利益は小さいと考えられる。

ウ 本件事業の起業地の選定に当たっては、技術的条件、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとに 4 案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして起業地が選定されていることから、起業地を本件事業に用いることが相当であると判断される。

エ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を行うために必要な最小限の面積であると認められる。

オ アからエまでに述べたことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

現在石巻高井地区においては、生活雑排水の増大と排出成分の悪化により、生活環境の悪化や農作物に対する生育障害が発生していることから早急な施行が必要な事業と認められるため、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断されるため、豊橋市から申請のあった豊橋市石巻高井地区農業集落排水事業石巻高井浄化センター（仮称）新設事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

豊橋市上下水道局

愛知県告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	図 書 の 縦覧場所
一宮市	尾張西部都市計画公園事業 2・2・67号大塚史跡公園	平成15年 8 月 5 日から 平成16年 3 月31日まで	収用の部分 一宮市丹陽町伝法寺字北元屋敷地内 使用の部分 なし	一宮市役所

愛知県告示第617号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	図 書 の 縦覧場所
春日井市	春日井都市計画公園事業 2・2・166号樋田公園	平成15年 8 月 5 日から 平成18年 3 月31日まで	収用の部分 春日井市神領町地内 使用の部分 なし	春日井市役所

愛知県告示第618号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事 業 地	図 書 の 縦覧場所
春日井市	春日井都市計画公園事業 2・2・179号安賀公園	平成15年 8 月 5 日から 平成16年 3 月31日まで	収用の部分 春日井市松河戸町字安賀地内 使用の部分 なし	春日井市役所

愛知県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から 1 箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新旧 別	区 間	敷地の幅員	延 長
県 道	東浦名古屋線	旧	知多郡東浦町大字緒川字桐池四区15番50地先から同29番1地先まで	8.0 ~ 14.0 m	0.086 km
		新	同	8.0 ~ 10.0	0.086
	一宮額田線	旧	額田郡額田町大字雨山字ワセ田 6 番地先から同字ヒガン田 41番 2 地先まで	14.8 ~ 26.4	0.074
		新	同	10.0 ~ 15.4	0.074

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証に関する申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 2 項の規定に基づき、次のように公告し、縦覧に供する。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1

(1) 申請のあった年月日

平成15年 7 月17日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人

ア 名称

特定非営利活動法人ケアバンク

イ 代表者の氏名

三浦 聖典

ウ 主たる事務所の所在地
稲沢市小沢二丁目 9 番15号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、自立支援を目的とした居宅訪問介護サービスを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 縦覧場所

愛知県県民生活部社会活動推進課

名古屋市中区三の丸三丁目 2 - 1 (愛知県東大手庁舎)

(4) 縦覧期間

平成15年 9 月17日まで

2

(1) 申請のあった年月日

平成15年 7 月17日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人

ア 名称

特定非営利活動法人スローライフ

イ 代表者の氏名

戸田三保子

ウ 主たる事務所の所在地

春日井市前並町字東屋敷10番地の 3

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者等に対して、住みなれた地域で豊かに暮らすための支援に関する事業を行い、誰もが住みやすく、共に生きるまちづくりに寄与することを目的とする。

(3) 縦覧場所

愛知県県民生活部社会活動推進課

名古屋市中区三の丸三丁目 2 - 1 (愛知県東大手庁舎)

(4) 縦覧期間

平成15年 9 月17日まで

3

(1) 申請のあった年月日

平成15年 7 月17日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人

ア 名称

特定非営利活動法人NPOクリーン豊田

イ 代表者の氏名

成田 直代

ウ 主たる事務所の所在地

豊田市森町 7 丁目32番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊田市と愛知県の住民を主な対象として、山岳自然水の環境保全の啓発とクリーンエネルギーの発電機の普及を通じて、科学技術の発展につくし、合わせて防災意識の向上に寄与することを目的とする。

(3) 縦覧場所

愛知県県民生活部社会活動推進課

名古屋市中区三の丸三丁目 2 - 1 (愛知県東大手庁舎)

(4) 縦覧期間

平成15年 9 月17日まで

4

(1) 申請のあった年月日

平成15年 7 月17日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人

ア 名称

特定非営利活動法人ITC中部

イ 代表者の氏名

関口 幸一

ウ 主たる事務所の所在地

名古屋市中区金山 5 丁目11番 6 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、経営とITに関する諸問題を専門的に研究、実践することを通じて、中部地区の自治体・企業における情報化の推進、及びITコーディネータ(ITC)の社会的認知と地位の確立と、地域社会における企業、自治体のIT導入の支援を目的とする。

- (3) 縦覧場所
愛知県県民生活部社会活動推進課
名古屋市中区三の丸三丁目 2 - 1 (愛知県東大手庁舎)

- (4) 縦覧期間
平成15年 9 月17日まで

5

- (1) 申請のあった年月日
平成15年 7 月18日
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人
ア 名称
特定非営利活動法人みずほ
イ 代表者の氏名
栗山佐代子
ウ 主たる事務所の所在地
名古屋市瑞穂区下坂町 4 丁目18番地
エ 定款に記載された目的
この法人は、障害者等の生活弱者に対して、生活介助等に関する事業を行い、公共の福祉に寄与することを目的とする。
- (3) 縦覧場所
愛知県県民生活部社会活動推進課
名古屋市中区三の丸三丁目 2 - 1 (愛知県東大手庁舎)
- (4) 縦覧期間
平成15年 9 月18日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1

- (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カネスエ・あーすワン
一宮市下川田町 5 - 2
代表取締役 牛田 彰
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
カネスエ住吉店
一宮市住吉一丁目19 - 6
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成15年 6 月30日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項		変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称	株式会社カネスエ	株式会社カネスエ・あーすワン
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 牛田 彰	変更前に同じ
	住 所	一宮市下川田町 5 - 2	同
	その他の大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
社名変更のため
- (6) 届出の日
平成15年 7 月18日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課
名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成15年 8 月 5 日(火)から平成15年12月 5 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時30分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成15年12月5日(金)
愛知県産業労働部商業流通課

2

- (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カネスエ・あーすワン
一宮市下川田町5 - 2
代表取締役 牛田 彰
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
カネスエ国府宮店
稲沢市国府宮神田町40 - 1
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成15年6月30日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称 株式会社カネスエ	株式会社カネスエ・あーすワン
	代 表 者 の 氏 名 代表取締役 牛田 彰	変更前に同じ
	住 所 一宮市下川田町5 - 2	同
	その他の大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
社名変更のため
- (6) 届出の日
平成15年7月18日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課
名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成15年8月5日(火)から平成15年12月5日(金)までの午前9時から午後5時30分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成15年12月5日(金)
愛知県産業労働部商業流通課

3

- (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カネスエ・あーすワン
一宮市下川田町5 - 2
代表取締役 牛田 彰
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
カネスエ西春店
西春日井郡西春町大字沖村字天花寺76ほか
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成15年6月30日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏 名 又 は 名 称 株式会社カネスエ	株式会社カネスエ・あーすワン
	代 表 者 の 氏 名 代表取締役 牛田 彰	変更前に同じ
	住 所 一宮市下川田町5 - 2	同
	その他の大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 なし	同

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
社名変更のため
- (6) 届出の日
平成15年7月18日
- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

平成15年 8 月 5 日 (火) から平成15年12月 5 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時30分まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(9) 意見書の提出期限及び提出先

平成15年12月 5 日 (金)

愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

倉敷紡績株式会社

岡山県倉敷市本町 7 - 1

代表取締役社長 真銅 孝三

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

春日井サティ

春日井市柏井町 4 - 17ほか 6 筆

3 大規模小売店舗の変更をする日

平成15年 8 月 1 日

4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項			変 更 前	変 更 後
小売業を行う者	氏 名 又 は 名 称		株式会社マイカル	変更前に同じ
	代 表 者 の 氏 名		管財人 岡田 元也	同
	住 所		大阪市中央区久太郎町三丁目 1 - 30	同
	そ の 他 小 売 業 を 行 う 者		34名	同
店 舗 面 積 の 合 計			29,735m ²	同
施設の配置に関する事項	駐 車 場	位 置	縦覧による	同
		収容台数	1,492台	同
	駐 輪 場	位 置	縦覧による	同
		収容台数	916台	同
	荷 さ ば き 施 設	位 置	縦覧による	同
		面 積	538m ²	同
	廃 棄 物 等 の 施 設	位 置	縦覧による	同
		容 量	195 m ³	同
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前10時	午前 9 時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後 8 時 (一部年間60日午後 9 時)	午後10時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前 8 時30分から午後10時 (一部午後10時30分) まで	変更前に同じ
	駐車場の自動車の出入口	数	6 箇所	同
		位 置	縦覧による	同
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前 7 時から午後10時まで	同

5 届出の日

平成15年 7 月16日

6 届出等の縦覧場所

愛知県産業労働部商業流通課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成15年 8 月 5 日（火）から平成15年12月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時30分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出期限及び提出先

平成15年12月 5 日（金）
愛知県産業労働部商業流通課

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、家畜商講習会を次のように開催します。
平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1 講習会の日時

平成15年 9 月17日（水）及び平成15年 9 月18日（木）の午前 9 時30分から午後 5 時まで

2 講習会の場所

愛知県畜産総合センター
岡崎市丸山町字亀山 9 - 1
電話（0564）21 - 0201

3 受講人員

約10人

4 受講申込書

(1) 配布期間及び受付期間

平成15年 8 月18日（月）から平成15年 9 月 5 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 配布場所及び受付場所

住所地を所管する県農林水産事務所（名古屋市にあっては、県農林水産部畜産課）

5 問い合わせ先

愛知県農林水産部畜産課生産・流通グループ
電話（052）954 - 6426

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（日焼池地区）の土地改良事業計画を定めたから、次のように土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

1 期間

平成15年 8 月 6 日から平成15年 9 月 2 日まで

2 場所

新城市役所

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、刈谷市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
刈谷市一ツ木町、築木町、新田町、青山町及び恩田町	平成15年 8 月 1 日から 平成15年 9 月24日まで	公共測量（土地区画整理事業における基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、西尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
西尾市富山町、上矢田町、下矢田町、楠村町及び寺津町	平成15年 7 月25日から 平成15年10月31日まで	公共測量（西尾平坂東部土地区画整理事業基準点座標変換）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、日進市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
日進市全域	平成15年 7 月 2 日から 平成16年 2 月27日まで	公共測量（測地成果2000に伴う基準点変換業務）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した次の工事は完了した。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

許可番号	許可年月日	検査済証交付年月日	申請者氏名	申請者住所	開発地域の名称	開発区域の面積
14令一建 113 - 99	平成 15 . 3 . 18	平成 15 . 7 . 22	稲留 麻里	岩倉市大地町半田60 - 1	稲沢市増田北町35 - 1	260.29 ^m
14令尾建 96 - 74	14 . 11 . 1	同 23	林 實 林 清	愛知郡長久手町大字岩作字 中根原58 - 2 愛知郡長久手町大字岩作字 中根原38	愛知郡長久手町大字岩作字 白針35 - 2、35 - 3	395.84
14令尾建 96 - 108	15 . 2 . 4	同	加藤 政典	尾張旭市桜ヶ丘町2 - 89	尾張旭市柏井弥栄206、210	275.31
15令海建 63 - 4	同 4 21	同 24	サークルケイ・ジャパン株 式会社 代表取締役 土方 清	稲沢市天池五反田町1	海部郡大治町大字西條字大 門先25 - 1ほか5筆	1,018.80
15令豊加 建 104 - 4	同 6 . 18	同 25	株式会社住都建設 代表取締役 坂田 勇	名古屋市中区大須1 - 7 - 5	西加茂郡三好町大字筋生字 並木80	2,163.50

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成15年 8 月 5 日

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深 谷 憲 彦

1 調達内容

(1) 調達案件の名称、数量及び契約方法

ア	液体硫酸アルミニウム	1,350,000kg	(予定) 単価契約
イ	ポリ塩化アルミニウム	5,400,000kg	同
ウ	液体苛性ソーダ	1,890,000kg	同
エ	次亜塩素酸ソーダ	2,700,000kg	同
オ	粉末活性炭(50%ウェット)	45,000kg	同
カ	粉末活性炭(ドライ)	15,000kg	同

(2) 調達案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等とします。

(3) 納入期間

平成15年10月1日（水）から平成16年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

契約担当者が指定する県内各浄水場

(5) 入札方法等

ア 入札金額は、1キログラム当たりの単価を小数点第2位まで記載すること。なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ (1)の件名ごとに、それぞれ入札に付します。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年度及び平成15年度愛知県企業庁入札参加資格者名簿のうち「工事用資材の納入・土木工作物の清掃等」に登録されている者であること。

(3) (2)の入札参加資格を有していない者で本件入札に参加を希望する者は、資格審査の申請を行うこと。

(4) 平成15年8月5日（火）から入札及び開札の日時までの間、愛知県企業庁指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 入札説明書に示す当該物品の規格に合致した物品及び別表に示す1箇月当たりの量、臨時の指定量を確実に指定日時、指定場所に納入し得る者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛知県企業庁管理部総務課契約グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1 - 2（郵便番号460 - 8501）

電話（052）954 - 6671

(2) 入札説明書の交付方法

平成15年 8 月 5 日（火）から平成15年 8 月26日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）随時交付します。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア	液体硫酸アルミニウム	平成15年 9 月24日（水）	午前10時
イ	ポリ塩化アルミニウム	同	午前10時20分
ウ	液体苛性ソーダ	同	午前10時40分
エ	次亜塩素酸ソーダ	同	午前11時
オ	粉末活性炭（50%ウェット）	同	午前11時20分
カ	粉末活性炭（ドライ）	同	午前11時40分

愛知県入札室（愛知県庁本庁舎地下 1 階）

ただし、郵便による入札を行う場合の入札書は、平成15年 9 月22日（月）午後 5 時までに愛知県企業庁管理部総務課契約グループあてに必着とします。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望単価に数量を乗じ得た見積金額の100分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。）第162条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を、開札期日までに納めなければなりません。

ただし、財務規程第161条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第159条（入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書及び協定書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加する者は、本件調達業務を履行できることを証明する書類を平成15年 8 月26日（火）までに、3(1)の場所に提出しなければなりません（詳細は、入札説明書による。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(6) 落札者の決定方法

財務規程第164条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the products to be purchased (Planned Quantity) :

(a)	Liquid Aluminum Sulphate	1,350,000kg
(b)	Poli Aluminum Chloride	5,400,000kg
(c)	Liquid Sodium Hydroxide	1,890,000kg
(d)	Sodium Hypochlorite	2,700,000kg
(e)	Powdered Activated Carbon (50% wet)	45,000kg
(f)	Powdered Activated Carbon (Dry)	15,000kg

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 p.m., August 26, 2003

(3) Time-limit for the submission of tenders :

(a)	Liquid Aluminum Sulphate	10 : 00 a.m., September 24, 2003
(b)	Poli Aluminum Chloride	10 : 20 a.m., September 24, 2003
(c)	Liquid Sodium Hydroxide	10 : 40 a.m., September 24, 2003
(d)	Sodium Hypochlorite	11 : 00 a.m., September 24, 2003
(e)	Powdered Activated Carbon (50% wet)	11 : 20 a.m., September 24, 2003
(f)	Powdered Activated Carbon (Dry)	11 : 40 a.m., September 24, 2003

(tenders submitted by mail must arrive before 5 : 00 p.m., September 22, 2003)

(4) Contact point for tender documentation : General Affairs Division, Aichi Public Enterprise Bureau, 3 - 1 - 2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya 460 - 8501 Japan. Tel. 052 - 954 - 6671

別表

	1 箇月当たりの量	臨 時 の 指 定 量
液体硫酸アルミニウム	230,000kg	20,000kg
ポリ塩化アルミニウム	900,000kg	60,000kg
液体苛性ソーダ	320,000kg	60,000kg

次亜塩素酸ソーダ	450,000kg	60,000kg
粉末活性炭（50%ウェット）	8,000kg	5,000kg
粉末活性炭（ドライ）	3,000kg	2,000kg

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定により、次のように落札者等について公示します。

平成15年 8 月 5 日

愛知県知事 神 田 真 秋

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥随意契約の理由

[契約担当部局の名称及び所在地]

愛知県建設部建設総務課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

①大規模事業関連道路事業東部丘陵線建設工事（シールド3号工） ②平成15年 6 月 4 日 ③大林・大豊・徳倉特定建設工事共同企業体 代表者 名古屋市中区東桜 1 - 10 - 19 株式会社大林組名古屋支店 ④483,000,000円 ⑤随意契約 ⑥政令第10条第 1 項第 5 号該当

[契約担当部局の名称及び所在地]

愛知県出納事務局管理課

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

①特種用途自動車（子宮がん検診車） 2 台 ②平成15年 7 月17日 ③名古屋市瑞穂区神穂町 7 - 1 愛知日野自動車株式会社 ④63,957,600円 ⑤随意契約 ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 6 号該当

